

平成 27 年 5 月 27 日

札幌市長 秋元 克広 殿

道路を考える会 代表 原田 さちこ

札幌市中央区 XXXXXXXXXX TEL. [REDACTED]

道路を考える会 副代表 中川 洋一

札幌市中央区 XXXXXXXXXX TEL. [REDACTED]

「註」以下 文中の <http://sky.geocities.jp/moiwasapp/> を
<https://main-omega.ssl-lolipop.jp/> に「置き換えて」下さい。

環状通(南 19 条)の整備事業についての「情報提供窓口設置」への申し入れ書

その 3

平成 27 年 5 月 19 日提出(受付 27, 5, 19 札総交第 94 号)並びに 平成 27 年 5 月 20 日提出(受付 27, 5, 20 札総交第 96 号)の表記申し入れ書の 追加申し入れです。

追 1 : 札幌市の「お知らせ：環状通（南 19 条）の整備事業について：拡幅工事を開始します。
：平成 27(2015)年 5 月発行」に関わる課題提起

「課題説明」

- = 従来通りの「6 車線計画」を前提としたまま 表記お知らせを配布して H27/6/10 から 山鼻地区住民に「情報提供窓口」を開設するとして 市独断の行為・行動は「市民と共につくるまちづくり」を標榜する基本姿勢を根底から否定するものと解釈せざるを得ません。
- = 先年 北海道知事宛に提出した要望書 H25/2013/6/14
<http://sky.geocities.jp/moiwasapp/sapp/info/PrefGovernor2013614.pdf> に対する回答書：
H25/2013/7/08 付
[http://sky.geocities.jp/moiwasapp/sapp/info/Reply from PrefGovernor20130708.pdf](http://sky.geocities.jp/moiwasapp/sapp/info/Reply_from_PrefGovernor20130708.pdf)
の記載中に「当事者案の対応責任は札幌市である」との記載に従って その後今日まで札幌市に関連要望を提示し続けて来ていますが 住民・市民・議会への明快な対応も行われないうちに 道に許可申請を行い 北海道告示第 142 号 平成 27 年 2 月 27 日を得て 当該区域環状通を従来の「6 車線」計画のままですべてを進めています。住民提案を「話し合わないままである」現状は 残念ながら 札幌市行政の責任放棄と取られかねないのが現実です。
- = 諸計画作成・検討規定の中で指定されている当該地域に 審議会又は分科会などに類する場を速やかに招聘・開催して 公開の場で十分に住民・市民と「建設的な話し合い」を設定する事を札幌市まちづくり局部門が事務局の本来業務として遂行される事を 改めて強く求めます。
- = 「6 車線計画」のままで 道路の無電柱化事業
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/mudenchuu.html>
を進める事は 市民提案採用時には「再工事：経費の無駄」につながるものと憂っています。提案の「5 車線」になっても 決して「再工事：経費の無駄」を発生しないとの明確な判断根

拠がある場合には その詳細をお示しください。

追2：札幌市議会事務局発行の「請願・陳情の審議未了について(通知)」札幌議会第1002号
平成27(2015)年5月7日発行

http://sky.geocities.jp/moiwasapp/sapp/info/Notice_from_MuniCouncilSecr201505507.pdf

に関わる課題提起

「課題説明」

= 市議会に関わる件ではありますが 文中に「・・審議未了廃案となりました・・」との記載がありますが H27/2015/02/12 に開催された陳情審査会：札幌市議会：財政市民委員会では 委員会議長により「継続審議」との「決定」が下されています。

正規の常任委員会の一つである「財政市民委員会」の「継続審議決定」事案を市議会議長名ではなく 議会事務局が「審議未了廃案」との判断を公文書として公けに通知する事は 公的組織の正式決定を無効にする行為であり 自治法などに定める自治体議会の基本精神からみても 全く逸脱するものであると判断せざるを得ません。

「継続審議」としながら市議会改選前に 一度も「再開」もせず単に前例主義に依って「廃案」扱いにすることは 議会制度の存在意義を 根底からゆがめるものです。

議会事務局の 当該通知判断に 明確な法的根拠があるならば 明記すべきであることは 自明であると思います。当局の 根拠を明示する事を望みます。

追3：上田札幌市長への要望書 H27/2015/3/17 付 及び H27/2015/4/30 付 並びに秋元札幌市長への要望書

H27/2015/3/17 付 及び H27/2015/4/30 付に対する市回答書に関する課題提起

「課題説明」

= 上記の 市回答書はいずれも「市長職名 又は 市長名」がなく 計画策定に関わる市民参加の審議会などの開催事務局担当部門 及び 計画実行責任部門である建設部門の両部門責任者名義の回答書であり 市民・市議会統合の総意を得て 最終判断すべき首長の名を付した上で 要望事項内容に対して 個々に丁寧に その明確な事由を明示する事が 行政の責務であると思います。

追4：「環状通の地域毎の詳細計画策定・検討」に関する 課題提起について。

前記3個の課題提起と 一部重複しますが 敢えて別記します。

「課題説明」

= 都市計画・道路計画などの決定工程は 市の「都市計画」ページに 掲載されていますが <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/index2.html>

この中の「札幌市都市計画審議会」などでは「札幌市全体の総括的マスタープラン」が検討・策定されている訳ですが 環状通の一部である「南19条環状通」区域固有の車線数・歩道幅など詳細が議論される筈はありません。何故ならば 各地域・区分ごとに精通した 住民が審議会メンバーに含まれていないからです。ですから 相応する区分の計画策定については 該当地域住民を含めての「審議・議論」が不可欠です。

= 住民提案の「5車線：含む右折車線」をテーマにしたこのような「審議・議論」の場設定・開催を提起していますが 市回答：平成 27 年 5 月 13 日付

http://sky.geocities.jp/moiwasapp/sapp/info/Reply_from_Mayor20150513.pdf

この文中には「札幌市総合交通計画については 学識経験者・有識者・市民委員で構成される策定委員会を設置し・・・広く市民の意見を募集して・・・策定に至っているため 改めて環状通だけを対象にした 有識者会議を立ち上げる事は考えていない「環状通は 札幌市総合計画に定める位置づけや役割を最大限にはつきするため、全線 6 車線での整備を進めていきたいと考えている。」などの 規定計画を住民との 対話を通しての見直しがないまま 規定計画を市の「考えである」と主張し 市民・住民の理解・協力を求め続ける市の対応は 認めるわけにはいきません。

= 昭和 52 年 6 月 12 日付「北海道新聞掲載」に 円山山麓の「環状通」が 住民の指摘によって計画変更になったような事実をも踏まえて地域の固有特性踏まえた 計画策定は いつの時代でも不可欠であることをご認識下さい。

= 季節・曜日・時間・用途・行先などなど 当該区域の交通量データを提示ください。

交通信号設置距離、信号待ち時間設定、適正所領速度と移動距離、石山通り南方面への右折車数、石山通りから西方面への右折車数、豊平方面への東行き直進車数、豊平方面からの西行き直進車数、西側環状通から南 19 条通りへの進入車数、等々当該道路計画の適正計画・設計策定に関して 最低限必要な以上のデータを 早急に提示ください。

= これらの情報を基にして 常識・見識を有する市民・住民が 真剣に議論・検討する場を早急に設定してください。

= 万が一 何らかの特殊分野の専門家が必要であると市がお考え場合は それなりに同席を求めると宜しいのではないかと考えます。

= 平成 24 年 市が「6 車線の具体立体図を含む計画を示し以降今日まで 当該区域の住民を含む市民・議員の問題提起・対案提言をしてきていますが 誰が、いつ、どのような集まりで、どれだけ具体的に議論して来たでしょうか。担当職員の「計画説明」は求めています。多くの見識ある住民市民・専門知識者等の 常識的な話し合い・議論の場が不可欠です。

= 平成 27 年 2 月 12 日に 開催された 陳情審査会：札幌市議会：財政市民委員会は「継続審議」との判断が下されていることから容易に判断できるように 市の示す現行 6 車線計画案は「要見直しの可能性あり」とのことである。この明確な「事実」を行政が無視する事は 決して容認されません。

以上

上記すべての提起課題 個々について 明確に説明記述した書面を回答希望期限 6 月 5 日までに回答下さる様 望んでおります。